

## 「神奈川県地域福祉支援計画」の改定について

県では、平成17年3月に神奈川県地域福祉支援計画を策定し、本県における地域福祉の推進に向けて、県の施策の方向性や具体的な取組を示し、市町村が作成する地域福祉計画の推進を支援してきた。平成30年3月に策定した第4期計画については、令和2年度に改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響により、改定時期を令和4年度に変更し、令和5年度を初年度とする改定計画〔第5期〕を策定する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

地域共生社会の実現に向けた取組を推進し、「神奈川県地域福祉支援計画」と密接に関わる「かながわ高齢者保健福祉計画」や「神奈川県障がい福祉計画」、その他の福祉に関する個別計画と調和を図りつつ、第5期となる改定計画を策定する。

#### イ 計画の位置付け

社会福祉法第108条第1項に基づく法定計画である都道府県地域福祉支援計画であり、広域的観点から、地域福祉推進のために市町村が策定する「地域福祉計画」の達成を支援するための計画とする。

#### ウ 計画の基本目標

誰も排除しない、誰も差別されない、ともに生き、支え合う社会の実現  
～誰もが安心して暮らせる地域共生社会づくり～

#### エ 計画期間

令和5年度から令和8年度までの4年間

#### オ 対象区域

県内全市町村

### (2) 改定のポイント

#### ア 当事者目線に立った地域福祉の反映

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の趣旨を踏まえ、改定する。

また、当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成や個人の尊厳の尊重を盛り込む。

## イ 社会情勢等の変化への対応

新型コロナウイルス感染症による地域福祉への影響やコロナ禍での新たな取組を盛り込む。

また、制度の狭間の課題（ケアラー支援、ひきこもり支援等）への対応を位置付ける。

さらに、福祉・介護人材の確保、スキルアップ、定着の充実・強化及び、災害時の福祉的支援に関する体制の強化を図る。

## ウ 社会福祉法の改正を反映した見直し

市町村における包括的支援体制の整備（重層的支援体制整備事業を含む）に対する支援を位置付ける。

### (3) 改定素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

#### ア 意見募集期間

令和4年12月23日～令和5年1月21日

#### イ 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県機関での閲覧、市町村、関係団体等への周知

#### ウ 意見提出方法

フォームメール、郵送(手話を撮影・録画したDVDの送付を含む)、ファクシミリ

#### エ 提出された意見の概要

(ア) 意見件数 134件

(イ) 意見の内訳

| 区 分                          | 件数  |
|------------------------------|-----|
| a 計画の概要に関するもの                | 3   |
| b 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化に関するもの | 9   |
| c 今後取り組むべき重点事項と施策体系に関するもの    | 8   |
| d 施策の展開（ひとづくり）に関するもの         | 54  |
| e 施策の展開（地域（まち）づくり）に関するもの     | 26  |
| f 施策の展開（しくみづくり）に関するもの        | 20  |
| g 計画の推進体制に関するもの              | 1   |
| h その他                        | 13  |
| 計                            | 134 |

(ウ) 意見の反映状況

| 区 分                               | 件数  |
|-----------------------------------|-----|
| a 計画案に反映したもの                      | 39  |
| b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの | 21  |
| c 今後の施策や取組の参考とするもの                | 51  |
| d 計画に反映できないもの                     | 0   |
| e その他（感想・質問等）                     | 23  |
| 計                                 | 134 |

(エ) 主な意見

- a 計画案に反映した意見
- ・ 地域福祉を担う人材が、一部のボランティアや民生委員に集中しているように読み取れる。企業、社会福祉法人やNPOなど多様な主体が担い手になりうることを、計画の全般において明記するべきである。
  - ・ 大柱1「ひとづくり」の支援策について、内容が混在し、わかりにくいため整理が必要。
- b 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んである意見
- ・ 幼少期・学齢期から「気づきを持つ力」を養うことが重要であり、「あたたかいひとづくり」教育を検討してほしい。
  - ・ 移動の手段が少ない地域において、公共交通機関や社会福祉法人等と協力して、移動の手段が確保できるようにしていくべきである。
- c 今後の施策や取組の参考とする意見
- ・ 当事者の目線に立った地域福祉を作っていくためには、地域福祉の担い手として、障がい当事者の人材育成も必要。
  - ・ ヤングケアラーへの支援など近年話題となる事項への対応が記載されており良いと思う。従来の制度では支援が届きにくい子どもへの支援を充実していただきたい。
- e その他（感想・質問等）
- ・ 事例が豊富に取り上げられたことで、読みやすい内容になっている。

(4) 素案からの主な変更点

- ・ 大柱1「ひとづくり」の各支援策に位置付ける事業及び文言を整理し修正した（別紙の下線箇所のとおり）。
- ・ 県民意見募集（パブリック・コメント）を踏まえて、一部の文言を修正及び追記し、図・表の掲載箇所等を修正した。
- ・ 大柱2「地域（まち）づくり」に取組事例を追加した。

(5) 今後のスケジュール

令和5年3月 改定計画の決定

<別添参考資料>

神奈川県地域福祉支援計画〔第5期〕案